

平成20年11月21日

【委員長】 おはようございます。いよいよ底冷えする寒さを感じるようになって参りました。私たち手分けして何回かタウンミーティングをやって参っています。その都度多い時でも4、50名、少ない時でも2、30名という参加をいただいて、だんだんと浸透してきたかなあと思っておりますが、連合会等にも御協力いただいたお陰かなと感謝しております。早速、本題に入っていきたいと存じます。今日は各部会の検討結果と今後の予定でございますが、各部会の検討結果がかなり積み上がってきておりますので、少しこれに余分目になりますがお時間いただきしたいと思います。事務局説明が少々長くなりますけれども、そのへん御承知置きいただきますでしょうか。それでは早速各部会の検討結果について資料に基づいて御説明をお願いします。よろしく。

1. 各部会検討結果について（事務局：資料読み上げ）

【委員長】 どうもありがとうございます。

各3つの部会の検討成果を踏まえた修正箇所についての御報告をいただいたわけですが、それぞれの部会長さん、今日は野口先生はおられません、何か御意見ございましたら。部会委員さん含めまして。

最初にそれでは広報広聴部会の方からは何か御意見ございませんか。よろしいですか。

じゃ、次に調査部会の方からは、澤井先生、何か。いいですか。

コミュニティ部会、いかがですか。

それでは、それぞれの委員さんからよろしくとおっしゃっていただきましたが、市民投票条例に関しては、当初の原案は個別の事案ごとに投票条例をそれぞれ作ってやるのがいんじゃないかと。理由については、18歳未満の扱い、在住外国人の投票権はどうするかというのは、案件ごとによって異なってくる可能性があるという議論になったんです。なので個別条例でいこうかと言うてたんですけども、もう一遍再審議した結果、常設条例でも十分それは対応できるだろうということですので、常設条例型の道を開く方向で条文を考えました。ただし、この自治基本条例本体で常設条例にはなりませんので、別途常設条例を検討するということになる。これは市民自治協議会のあり方をどうするかという市

民自治協議会設置条例の成り立つぐらい早いです。これが基本条例で、個別条例に委ねるということになります。その個別条例は常設条例型で作られるか個別条例でいくかということも含めて議論を行っていただきたいと思っておりますが、この委員会の仕事としては条例の中に投票ができるんだということを規定するというところで一応留めておこうということです。

それでは、自由に御意見賜りたいと思います。残っている時間があと30分しかありませんけど、御意見賜りましたら。

はい、どうぞ。

【首藤委員】 私が不勉強でこういうことを気が付かなかったんですけども、他部会のことを分かってなかったんですけども、コミュニティ部会のこの市民自治の定義ですけど、市民自治は共同体意識の形成可能な一定地域、小学校単位の地域の中で市民が主役となってまちづくりを行うというふうなことに定義されてしまってるんですけどね。それでこういう定義になってしまうと、全体を見てみますと、結局市の行政組織の下に市民自治協議会を作って、そこに市の側のいろんな課題とかいうものをそこに下請させますよという構造にもなっているように思うんですよね。この全体の広報部会の前書を見ましても、今市は財政的にもものすごい厳しい状況になりますと。だから今は行政主体の組織だったのを市民主体の組織にして、そこで責任を持ってもらいますよと。市は「集中と選択」で財政をリストラしますからよろしく願いますねと、こういうふうになってるんですよ、これ。これでは市民がお前たち市は何をしとんやと。この前タウンミーティングに行きましたら「お前たちやってないから俺たちに責任持てと言うとるのか」というふうに市民は怒ってるわけですね。それではこれ、市民自治条例を出してもものすごい拒否反応で、お前たちは俺たちに仕事をどんどん押し付けてくるのかという条例になってるんじゃないかとちょっと私は思うんですね。これでは市民はウエルカムと思いませんし、もう少しそういうふうなことになってないんだったら前書をもっと市民が喜ぶような格好に持っていかないと、もう市は大変なんや、だから自治組織を作って市民にちゃんとお前たち責任取ってねということでは受け入れないと思うんですよね。

【委員長】 どこからそれが解釈できますか。

【首藤委員】 市民自治というのは、もっと広く生駒市全体の市政を市民が主体となってやるという推進するということでしょう。ところがこのコミュニティ部会の中では、市民自治の定義とあって、市民自治とは共同体意識の形成が可能な一定地域において市民が

地域を取り巻くさまざまな課題に取り組み、市民が主体となって主役としてまちづくりをするんだとなってますけど……。

【委員長】 ええ、分かってます。それはここのページを指してくださって結構です。7ですね。

【首藤委員】 6 ページ、6 ページ。

【委員長】 6 ページからね。

【首藤委員】 市民自治というのは共同体形成が可能な小学校区単位の中で市民がやることですよと定義されてしまうとね、小学校単位、実質的にここではもっと極端に言うたら自治会のことを言ってるわけです。自治会の中で市民自治することやというふうに言うてるわけだから、今も自治会は少子高齢化で苦勞してるんですけども、その中でも悲鳴を上げている状況なのに、全部仕事を押し付けて市は支援してあげますよと。財政的にも支援してあげますよ、あんたたち頑張っねと、こういうふうなことでやっと思ったんでは、これはもう市民たちのコミュニティは崩壊してしまいますよ。そう思いませんか？

【委員長】 じゃ、それについてはコミュニティ部会の方でお答えした方がいいですかね。行政がお答えした方がいいですかね。どっちですか。

【事務局】 コミュニティ部会の方で。

【委員長】 まず、今おっしゃってる市民自治というのは、団体自治に対応した市民自治の概念と理解しています、私たちは。生駒市全体は、自治体は団体自治と市民自治とで両輪でできている。これは地方自治法上の精神ですね。団体自治は議会と行政執行部とで構成されている。したがって市民自治の定義をきちっとしなければならないのは、自治基本条例としては当然のことであるから定義をいたします。現在のその市民自治はぐちゃくちゃに崩れかかっているのではないか。高齢化によって後継者が育ってこない。NPOはそれぞれ頑張ったださってるけど、まだ連合結集できるほどのパワーは出ていない。しからば市民自治をもう一遍強化あるいは支援していかなあかんの違うかという思考法でここは書かれてるわけであって、行政がやるべき仕事を市民自治の方で代わってやってくれとはどこにも書いてないと思うんですが。参画と協働というのは、行政側の団体自治に対して市民自治が市民側が参画し協働するというふうに、監視、統制を強めますよとも書いてあります。その一方で市民自治の役割分担もはっきりしましょうという、そういう精神なんです。だから行政が疲れて困ってますから市民自治に押し付けますというのは、書いてないはずですが。

【首藤委員】 いや、先生ね。これ、コミュニティ部会の検討結果の6ページの市民自治の定義のところを読んでもうたらもうすぐ分かります。市民自治の定義。市民自治とは共同体意識の形成可能な一定地域において市民が地域を取り巻くさまざまな課題に取り組み、市民が主役になってまちづくりを行うとなっているわけです。これ自治会活動じゃないですか。

【委員長】 自治会活動だけではなく、自治会活動を中心としていろんな団体がまとまっていきましようということをここでは意識して、市民自治協議会に持っていったんですね。市民は地域を取り巻くさまざまな課題に取り組みというのは、自治会だけやってるわけじゃないです。福祉会でもやってはりますし。

【首藤委員】 だから市民自治というのはもっと広い意味じゃないですか。こんな自治会単位のことを定義してしまおうたらね、全然コミュニティはもう、自治会は……。

【委員長】 今おっしゃってるのは、市民による団体自治への参画も市民自治だとおっしゃってるわけですか。

【首藤委員】 市民自治というのはね、市政全般を市民が主役となってやる精神であって、市民自治そのものを一つのコミュニティに限定してしまったら、市民自治をこの中に限定してしまったら、これ市の最高法規である憲法みたいなものが、憲法みたいなこと言いながら大きく市全体を進めていく憲法みたいなこと言いながら、実態は小学校単位の活動……。

【委員長】 分かります。もう一遍ちょっと整理させてください。もうその話は何度も繰り返しになってますので。ここでは自治が1つあって、自治の基本条例が1つあって、その自治という全体の自治の概念があって、そこに議会とか市長とかにお願いしている団体自治に市民は負託をしているわけですね。それを団体自治と言います。そしてそれとは関係なく、市民自らによって自分たちの定められる範囲を治めていきましようというのが市民自治です。

【首藤委員】 いや、だからこの定義がね……。

【委員長】 そういうふうに整理をしているつもりなんですけどね。だから生駒市の自治基本条例です、これ。その中で団体自治のルールと市民自治とを分けてるわけです。今おっしゃってるのは市民自治が全部に関わるものだとおっしゃりたいわけですよ、きっと。

【樋口委員】 同じことで申し上げますけど、これ、条例のタイトルは生駒市市民自治

基本条例なのか、生駒市自治基本条例なのか、どちらかということが非常に問題になってくると思うんですね。市民自治基本条例としてしまうと、そこで言う市民自治という言葉の概念というのか定義と、今ここでコミュニティ部会の方で取り扱われてる市民自治の定義というのは、かなり距離感が出てくるというか、いわば広義の市民自治と狭義の市民自治ということで少し意味合いが変わってくるということになるので、そのタイトルがどちらかによって少し、今首藤さんがおっしゃってるようなことも意見みたいなのにもできますし、逆に自治基本条例だと、で、団体自治と市民自治を明確に分けているということであれば、先生おっしゃってることも理解できるんですけども、これがどちらかというのは非常に大事な話じゃないかなと思います。

それと、狭義の市民自治の定義であるということであっても、若干違和感を感じる部分があるというのは、団体自治に対する市民参加という部分をどのように捉えていくのかという部分ですね。要は市民が団体自治に関わっていくところの精神とは何かというときに、やはり自分たちの住んでるまちに対して自分たちが責任を持ってものを言っていく、あるいは考えていく、実行していくということをやっていこうとしたときに、そこまでも含めて市民自治という概念が広がってくるんじゃないかなというところから、恐らくその自治会活動と一緒にないかという言葉が多分出てくるんだらうと思うんです。ここはもう一度ちょっと整理をし直すというのか、整理が我々の共通認識として、どういうものかということ整理していく必要があるんじゃないかなと思います。

【委員長】 分かりました。出発点がもともと市民自治検討準備委員会であり、そこから次に市民自治検討委員会になって、その組織が自治基本条例を作ってるわけですね。だから大道として市民自治基本条例になり得るような印象がありますよね。これは樋口副議長がおっしゃるとおりです。正しくは、住民自治と団体自治という地方自治法上は確執します。それをあえて市民自治という言葉を使ったところに、何か誤解が生じる余地がありそうですね。

ですので、この場合確認しましょうか、ちょっと方向をね。ここで書かれてる条例は明らかに自治基本条例です。明らかに生駒市全域における自治基本条例です。その中で団体自治への市民の統制権とか参画する権利を強めて規定しているわけですね。その一方で、従来住民自治と言われていた地域社会における地域共同自治の部分と、それから課題別にみんなが結集して解決に向かっておられる、NPOのような課題別自治。それを2つ合わせてここでは市民自治と定義しているということですから住民自治に戻すか、あるいは

は市民自治のままで片一方の市民側の自治領域を規定するかは、もうちょっと検討させてもらいましょうか。ただ、この条例が自治基本条例であるというのはここで確認したほうがいいと思います。だから市民自治基本条例という言い方をすると、生駒市における自治全部が市民自治という言葉で括られてしまうというふうにやっぱり解釈されますよね。だからこの委員会の名前そのものもそうだったから、そういうふうに解釈される余地もあるように思いますから、それはもうちょっと切り分けしましょう。ここで定義しているのは、従来の意味の住民自治です。それを市民自治と言ってしまっているから、何かそういう混乱が起こったのかも知れません。

それからもう1つ、1点おっしゃった自治会、町内会だけのことじゃないのかなという印象については、それは明確に違うということは確認できています。コミュニティ部会は自治会、町内会だけで任せられへんやんかという話もあり、反対に、自治会、町内会抜きにできるんかというたら、できない。したがって必要条件ではあるけども、十分条件としてはやっぱり苦しい。あと5年、10年経てばかなり地域もやっぱり高齢化してしまう。課題も全て自治会が背負うというのは余りにも負担が重過ぎる。そうすると教育も文化も環境も防犯も防災も安全もというふうになってきますと、全てのやっぱり地域系の団体が連絡会議をもう一遍開いて、我々全体でどういうふうに人材のいわゆる取り組みと言いますか交換をし合いながら、あるいは後継者を育成していきながら、隙のない総合的な地域の自治を作り上げていけるかという方向に、みんなが進んでいけるような仕組み作りをしようということで、市民自治協議会の条文を起こしたといういきさつがあります。ですので、第2点目はそういう構想ですので、自治会そのものではないということは御理解いただきたいと思います。

【津田委員】 この一定の地域においてというのは、住民自治協議会を念頭に置いて考えておられるので、この一定の地域というふうに括られたんじゃないかと理解しておるんですけども、それでよろしいですか。

【委員長】 そうです。それで言いますと、一定の地域というのはその1つの地域、概ね小学校区よりも小さくというふうにみんなで合意したんですが、その地域の中で2つも3つも重なって作るということは混乱するのでやめてもらいたい。だから一定の地域に1つということになります。

【樋口委員】 もう1点、先ほど首藤さんがおっしゃってたところの前文のところなんですけども、一方云々というところで現状の非常に厳しい状況を書かれてるんですけど

も、市民自治あるいは自治を進める背景として、こういうことがきっかけで考え出してるということは実際問題あるとは思いますが、ただ、その前提としてこれを置くというのはどうなのかなというのは、私はちょっと疑問に思っています。というのは、本来あるべき形として市民自治というのはあるはずだと。要はこういう背景がなくても、財政が厳しくなくても、市民自治というのは進めないといけないものだとということで考えますと、かつこの条例そのものが非常に長期的に一番上位に置かれる条例だということを踏まえますと、こういうところから入っていくとちょっと小さくなり過ぎるんじゃないかなと。先ほど少し希望を持てるというお話もありましたけども、希望というものをもう少し理念的に追っかけていってもいいのかなというふうな気がしてます。そういう意味で「一方」のこの3行のどこ、この辺には少し違和感があって、逆に自治を進めないといけない、自治が大事だということところを、もう少し高らかに訴えていくような前文があってもいいのかなと思っています。具体的にどんな文章やと言われるとちょっとアイデアがないですけども、意図としてはそういうことが必要じゃないかということです。

【委員長】 前文については、広報広聴部会……。

【飯尾委員】 今の発言なんですけども、これは橋本さんなんかも話をして、誰かに書いてもらうたらいいん違うかなというぐらいの案で、これ2回ぐらいやってたんですね。各自全部持ち寄りまして全部やってみよう。結局作り出すとこれやというものはないんで、もうそれは極論すれば、自分はこういうものができるということをおっしゃる人に作ってもらいたいなという気分になったんです。結局皆さん全員出してもうて2回やったんですけど、ああだこうだやっても結局ある程度の文章に縮めますと、どこかでこういう形になっちゃうと。これは我々真剣に大分やらしてもうたんですけど。ですからこれは何も確定じゃなくて、いろいろ御意見があればもっといいものにしてもらえればなというふうには思ってたあえ作ったと、こういうことでございます。

【委員長】 はい、ありがとうございます。

何も作った人たちが悪いとかいうのを言いたいわけじゃないんですよ。その点だけお願いします。

【飯尾委員】 大変だということだけ。いろいろ作ってみても……。

【委員長】 前文というのはとても難しいんですね。あれも盛り込みたい、これも盛り込みたいとやっていると2ページや3ページぐらいに簡単になるんですよ。今度はこれを縮めていったらこれ削るな、あれ削るなってね。

ただ、今の御意見が出たということは、大筋、否定的というか悲観的というか苦しいからこの自治条例作ったんです、生駒もこのままいったら成り立たんようになるから何とかせなあかんということで条例が必要になりましたという、暗い背景から説き起こすと何か元気出えへんでと。そやのうて、もっと発展していくために、また、まちを作っていくとか、自分たちが地域自治をやることも私たちの権利なんだと。その権利を行使せず何でもかんでも役所やないかいということも、お役所任せのような役所に責任をなすりつけていくような文化から我々は脱却しようやという、はっきり言えばそういう勇ましい宣言であつても僕はええと思うんですよ。それに対して行政側がそう言うてくれたらうれしい、ありがとうございます。これから財政も苦しくなってくるんで、おんぶにだっこ、積極的に乗っていきなというふうにならないような書き方を工夫すればいいかなと思うので、もう一度申しわけないんですが広報広聴部会の方でこの3行のあしらいをどうするかということだけ決めていただいたら。つまり、これかなりシビアに行政の運営に自覚を促す文章なんですよ。選択と集中ということはあんたらがしっかりせなあかんねんでという具合にね。でも、私たちもそうなんだという自覚があるわけです。住民自身も選択と集中ということが大事になる。ただ、「選択と集中」という言葉が10年後寿命がもつかどうかなんです。そんな感想……。非常に強調してる言葉ですけども、あと10年先になって、「選択と集中」ということをこの時代は言うてたんやねということになれば面白くないし。

【小笹委員】 要はその財政を含めて現状を認識しておくということは当然大事なことですけれども、ただそれに対してどういうその対処をとるかということのも様々いろんな考え方があるということですね。これは一つの考え方を反映していると思うんです。例えば選択と集中という考え方も要は一つの処方箋であつて、処方箋はほかにもあるかも知れないし、ということはあるべくこうした条例の前文には、避けた方がいいんじゃないかなという気は私もします。

【委員長】 はい。違う言葉で言い換えたら、主体的かつ自主的な都市経営を行うためと言うても同じことですよ。選択・集中するということは主体的に、主体性を発揮することやし。そして誰にも責任を押し付けへんこと、自分のことは自分で決めるのじゃというような主体的、自主的とか自立的とかそういう言い方に変えた方がいいのかも知れませぬ。それはまた広報広聴部会さんで、皆さんでガヤガヤやってもらえませんか？

【入口委員】 前文ですけど、資料をいただきまして部会さんが非常に苦労されてるなという印象を持ちました。私もここ大事なとこかなと思ったんで案を出させていただいた

んですけども、今日見させていただきまして非常に私はよくできてると思います。いろんな事柄の中から文章を絞り込んだこういう内容は、非常によくできてるんじゃないかなと思います。

先ほど樋口委員から出ていた部分については、私はむしろその後段の市民が行政に求める意義は高度化、多様化しているということのを重要視してもらった方が意味が分かりやすいんじゃないかと思います。

前文については、後段の方にありますけども文化の香り高いというところについては、できれば歴史文化というふうに言い換えてもいいんじゃないかという1点ぐらいだけではかは全然異論ございません。

それから市民自治の定義については、この前文の中に定義されていますので、これを市民自治の定義ということで理解すればいいのではないかと私は思ってます。それが1点。

それからまちづくり参画のところ、20歳未満の市民がまちづくりに参画する権利ということのをあえて条文に入れてありますけども、前段のまちづくり参画の権利の中で十分これは読めるのではないかとちょっと思います。ですから、あえて何でもかこういことを言うてるのかちょっと気になりました。包含されているのであれば、わざわざ入れなくてもいいのではないかなと思います。それが2点目。

それから3点目ですけども、市民自治に関する自治体の役割というところなんですけども、市が自治会やボランティア、NPO等の市民活動団体が行う非営利、非宗教及び非政治という、これ3つの非何とかかんとかですけども、あえて入れなくてもいいのかなという気はしています。というのは、なかなかどこまでが宗教活動なのか、どこまでが政治活動なのかというのは、非常に定義しにくいと思いますので。条例で言うよりは運用で判断の方がむしろいいのではないかと。非常になかなか線引きが難しいなと思うので、後が大変かなという気がするんです。この3点が気になりました。

【委員長】 はい。第1点、第2点、もう一遍ここの整理をすることで、あるいは定義を細やかにすることで解決するかなと思いますが、実は冒頭の説明のところにあったと思いますけど、まちづくりについてはまだきちっと定義し切れていません。今のところは、生駒市づくりもまちづくり、生駒市の行政が責任持って行う各種の大型の開発とかもまちづくり、住民自治において行われる地域づくりもまちづくりというふうに跨っております。こここのところについてはもう少し整理をしようということで今現在作業中であります。

それから先ほどの御意見にもありました、市民自治基本条例になってる限りは御指摘の

あった一定の地域を中心とした地域づくりは、やはり「住民自治」と言葉を変えた方がいいかも知れませんね。市民自治ではなくて住民自治。それから自治基本条例と言うのが私はスッキリするなあという気がしてます、市民自治基本条例という、その場合の市民というのは実は市民による自治基本条例という意味なんですね。市民統制、市民の主役とした自治体が作った自治基本条例であるということで、市民というのが付いてると僕は思っています。

3点目の非営利、非宗教、非政治というのは、今日では割と一般化しておいて余り問題は感じられないように私は思ってます。今回はちょっと飛ぶんですけど、12月以降一般財団、一般社団と公益財団、公益社団とに分かれていきます。特定非営利活動法人についてはこれは問題はないわけでそのままいくんですけども、中間法人は廃止されますね。これの認定をし直す委員会が各都道府県に設けられます。もう既に設けられて11月から受け付けを開始してますけど、その中でも非営利、非宗教、非政治というのは非常に厳しく審査することになってますので、これはやっぱりそのまま使えるのではないかなという気がします。営利宗教政治の排除条件については、社会教育法にも書いてありますし特定非営利活動促進法にも厳しく定義がある。これらを準用する精神だと理解しております。ただ、かなりややこしいと言われるところもあると思います。例えば宗教学習、政治学習、営利活動の学習は排除されるべきじゃないです、社会教育事業においても。例えばイスラムの人たちと一緒に地域で暮らしてみたととき、イスラム教を知らなかったら話にはなりませんね。みんなイスラム教の学習をせんといかんわけですね。それから女性が再就職の準備講座に行きたいと言ったときに営利学習しないとビジネスの世界で生きていけません。政治学習をしないと自民党さんと共産党さんの主張の違いって分かれへんかなというものがありますから、そこまでは認めるというのが一般的です。ただ、直接会員を勧誘するか、「うちの宗教団体に入ってね」とか、「うちの党に入ってね」とか。それはいわゆる政治活動に直接なので、それを非営利、非政治、非宗教、そういうふうに言っているというのが今のスタンダードなんで、これを書いたからといって余り問題が起こらないの違うかなという気は私しています。それはもう心配はなからうと思います。第1点、第2点についてはちょっと整理せんといかんの。

【澤井委員】 今の3つについて、やっぱり定義をしておく方がいいかも知れないね。特に僕は政治についてを非政治というのは入れない方がいいなという感じはしています。表現の自由とか集会の自由と関わってきまして、そのときに市として例えば具体的な話、

公民館を貸すとかいうことがあって、それがこれに引っ掛かっちゃうとかなり真剣に使われる必要があるので、その点はだから判断する担当部局が判断できるように、これはこうだという基準を作っておいて、かなり幅広い。ですから限定した方がいいと思う。だからその意味では条例に非政治というのはその場合僕は入れない方がいいと思う。入れるとしたら具体的な定義をしといた方がいいです。集会結社の自由とぶつかる場合もあるんですね。大体自治体の方が間違っ問題が起こる。それが1つです。

あともう1つ、さっきの最初の議論に戻るんですけど、市民自治の定義。僕はこれは読んだときに共同体意識の形成可能な一定の地域というのを幾段階か考えたんです。具体的に言えば小学校区域以下という、今先生がおっしゃった住民自治協議会とか。だけどそれは幾層かに分かれているわけです。だから共同意思の形成といっても、生駒市全体として形成することも必要だし。そうでしょうか？ 小学校区同士だけの意識じゃしょうがないわけだから。もちろんそれは基礎になるけど。それは生駒市としても共同体意識というのはあっていいし、それは我々が求めるものですよね。生駒市ってやっぱりええまちやねという場合は、生駒市全体考えていることですよ。そういう点ではこの共同体意識の形成可能な一定の地域には小学校区域以下の地域もあるし、あるいはもうちょっと広いところであるかも知れないし、さらに生駒市全体という意味もあるので、その一定の区域は3層制ぐらいの可能性を持っている。そうするとそれぞれにおける市民自治のあり方も変わってくるので、ですからとにかく条例で、特に住民自治協議会が具体的に定義してあって、このレベルの市民自治というのはあって、その上にさらに前文で言ってる市民自治の定義もありますね。これ前文で言ってるわけ。そういった3層制で捉えていけば別に今住民自治とか定義しはるのは結構なんで、そういう解釈の問題としてそういった3層制で一定の地域を考えること、それでもってそういった共同体意識を形成していくということを明確にすれば解釈としてやればいいんだと。ですから、首藤さんが御心配になった自治会を中心にするんじゃないですね。具体的に住民自治協議会だったら自治会が中心に成らざるを得ないけども、でもそれも変わっていくわけだからね。NPOと一緒に議論する中で自治協議会自身が変わっていくことが前提で議論してますね。だからそういう点で新しい共同体意思を作っていくという意味で言うと、それぞれの立場から議論していくんじゃないかなという感じです。

【委員長】 はい、ありがとうございます。

私のまとめ方が下手くそで。そうなんですよね。澤井先生の御示唆で思い出してきまし

た。そもそも自治というのはいろんな層があるので、例えば生駒市全体でも共同体意識がないとは言えない。そうするとこれも市民自治の範囲、領域なんだよなど。ただ、市民の力だけでは全部解決できるわけじゃない。だから大きな資本が要る、行政権限が要る、組織が要るというものに関しては団体自治としての生駒市役所にお任せするという仕分けがあって、そしてその団体自治に委ねてない部分は全部市民自治でやらないかんというふうを考える市民自治もあるわけです。もっと広い意味で言うたら生駒市役所も含めた市民なんです。生駒市役所の職員さんも実は市民なんです。だから市民が市民に任せるわけなんだから生駒市全部が市民自治の都市なんです。そういうふうにしてこの条例を作っていくということをスタートから言ってきたんですけども、この市民自治という言葉そのものを3層的に理解するとするならば、今澤井先生がおっしゃったように、何ら問題はないんです。ただ、この条文が一定の区域においてという、小学校区単位程度のところしか市民自治は起こらへんとなると、先ほど冒頭御質問あったように、えらい何か小さくしてしまうやないかという疑問も出てくるという話がありましたけども、これについてはまた幹事会の方でどうしたら一番いいかなということで、もう一遍議論させていただけますでしょうか。ただ、仕組みについては分かっていたかと思えます。言葉をどういうふう整理するかということが課題になって残ったかなと思えます。

時間の方も12時になっておりますが、どうしてもとおっしゃる……。はい、どうぞ。

【金谷委員】 さっきありました前文のところなんですけど、ここに往馬大社、長弓寺、宝山寺でも、こういう固有名詞が出てますけども、こうして出してしまうとこれから漏れるところはどうかなのかなというのがあるので、これをまとめて要するに生駒山とか、その矢田山の要するに山の脇豊かな文化や歴史とした方が、あんまり後で問題起こらんのかなという気がします。

それともう1つは、さっきからいろいろ言われています市民自治の中で、さっきどなたがおっしゃった自治会とこの市民自治協議会というところのすみ分けといいますか区分けがもう1つ理解されていないようなので。私はまちづくりのNPOをやってみて、自治会がされることと行政がやれること、この両方ともかかわることが余りないような分野、これがまちづくりの中で今いっぱいあるんです。それを私らは拾いながら今やっています。そういうところも含めての市民自治協議会というのは、私考えられるのかなと思っています。だから自治会だけではできない分野が一杯あるわけです。以上、私はNPOをやっているいろいろそういうところも気付いてきましたので、指摘だけさせていただきます。

【委員長】 はい、ありがとうございます。

【小笹委員】 ちょっといいですか。

【委員長】 はい、どうぞ。

【小笹委員】 この後の今後の予定のところにも関わることなんですけども、ちょっと1時間半説明聞いてて30分の間にここで他部会のことについて、いろいろ細かいことで皆さんも御意見お持ちやろうと思いますし、これまた各部会にもう1回返していくという形になるんですかね。

【委員長】 そうです。

【小笹委員】 何らかの形で他部会の方が例えば文書で出すのか、あるいはもう1回検討委員会の形をとって意見を出してもらおうというふうにするのか。いずれかの形でその意見集約する形をちょっと作ってもらわないと、この残された時間で全部これで行きましようかというふうにはなかなかかならんと思うんです。今、副議長もちょっと次に市議会議長の予定がありまして出ていきましたけど、何かいっぱいメモしてはりましたから言いたいこといっぱいあったんやと思うんですが。ですから、何らかの形でその意見集約の機会を作っていただきたいなというのは一つです。

【委員長】 小笹委員からそういう御要望も出てますので、今後の予定についてお伝えいただいてそれについて諮っていきましょう。

2. 今後の予定について（事務局説明）

【委員長】 はい。各部会にもう一遍差し戻して、いただいた御意見を各部会に差し戻しするという方法をイメージしておられたかも知れませんが、今の事務局の御提案はそのようなやり方ではなくて、幹事会の方で調整してくれとおっしゃっていると思うんですけども、そちらの方法でよろしいですか。もう一遍部会の方でやりたいという御意見があれば、言っていただいたらいいです。よろしいでしょうか。

【小笹委員】 ここで皆さんがもうそれでええやないかということであれば、別にあえて異を唱えるものではありませんけれども、ただ、その時間的猶予があるのだったらそういう形が本当はベターなんじゃないかなという思いもあります。

それから今、全体のスケジュールの話で事務局から説明いただきましたけれども、先般、中川先生はじめ学識で入っていただいているメンバーの各部会長さんに対して、樋口委員と

私の方で、もう少し市民に対してどういう形でこの条例を周知していただくかということも考えていく必要があるんじゃないかということで、その時点では我々は住民投票という形でこの条例案を最終的に確定した段階で、住民投票にかけるのはどうかというようなことを御提案させていただいたんです。それについてはいろいろ問題があるということで、コストの問題あるいは本来この条例が住民投票にかける性質のものなのかどうなのかとかいろいろな話がありまして、それはちょっとという話になったんですけれども、ただその意図としましては住民投票にかけることそれ自体が目的ということではなくて、どういう形でこの条例をもうちょっとその市民の方に周知していただくか。住民投票であれば当然、あるからこれいいですか、悪いですかという投票の形じゃなくてこの中身が一体どういうものなのかということについて、かなり時間をかけて市民の方に周知をしていかんなんということになると思うんですね。これ住民投票という手法でなくても、何らかの形でもう少しというのは、そのタウンミーティングなんかで出てくる市民の皆さん方の御意見聞いてても、やっぱりなかなかその本来この条例が意図しているものとは違った理解をされているとか、十分認識されてない部分もあると見受けられますので、その辺全体会でもう1回議論するというのもあれですけれども、幹事会なのか各部会なのか、もう1回その周知の方法ですね。例えば澤井先生でしたか、1つはアンケートという方法もあるということもおっしゃっていただいていたと思うんですけども、何らかの形でもっと周知を図っていくような時間というのでも検討していただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【委員長】 今の御意見は2つの中身を含んでます。1つはこの条例そのものを住民投票にかけて成立させるという手続を踏むのが一番いいんじゃないかという問題提起を、お二人の議員さんからいただいたんですが、その住民投票をかけるためにまた条例を作らないかんですね。その条例をまた議会で議決してもらうための時間と手間及び住民投票にこの条例をかけた場合、投票成立要件をどの辺まで見込むのという。あるいは有権者総数の何割が投票した場合成立します。あるいは有権者総数の何割が投票しなかった場合は未成立になりますということも決めないかんし、早速18歳以上はどうするのか、外国人の投票権はどうするのか、現在の公職選挙法上の有権者とかがいってしまうのかという議論を片付けねばなりません。さらに実際やったら、試算によりますと、3,000万程度のお金がかかるということ。だからもし仮に投票総数が全体のうち5対5ぐらいだったのが、まあまだそれでいくんけれども7対3で別に要らんという答えが出た場合、全部吹き飛んで

しまうでと、全くゼロになっちゃうけど、この作業は。そのリスクを冒すということに関して、住民がその前段階で議論に参加してくれるんですかと。その議論をきちっとしないでいきなり住民投票というのは、実は危ない話になりはしませんかということもさらに協議にありました。その結果、もうちょっと周知啓発の工夫は必要だよねということは合意したんですが、そもそも生駒市そのものに関心のない市民が圧倒的に多いのではないかという前提も無視はできないわけです。そうするとどうしたらええねんという話です。広報紙に何遍載せても効き目はないだろう。つまり広報紙そのものを見ない市民の方が多いのではないかというあたりから、それで一般日刊紙などに折り込みで何か条例のお話みたいなのを載せるのも方法かなとか言うてるんですけど、これどちらにせよ予算乗っけなあかんのですよね、新たに金使うとなれば。なので行政側の方で予算なりの問題もあるのでちょっと検討させてもらいたいということで現在はボールが向こうに返ったままなんです。どちらにせよこれはこの委員会の責任というよりは私は生駒市民の責任でもあると思っています。これだけ5年間かけてやってきて、そしてシンポジウムも3遍も4遍もやりました。タウンミーティングもやってます。連合自治会の御協力もいただいて、議会の方々たくさん来てくださってますけども全市民が知っているとは言いがたい。ということは、自治基本条例そのものに対する関心というよりも、生駒市において何かが起ころうとしていることに対する関心が低いんじゃないかと。僕はそういう基本ベースは非常にフリーであって、余りに悲観的に考える必要はないのではないかなとは思ってます。関心の高い市民の方々沢山おられますし、全市民の中でその関心の高い市民が支持してくださるということからスタート、突破口を開くしかないんじゃないかなと思ってますので、それは議論をしました。

最初の議論としての手続面はどうするかということですが、これはお諮りしたいと思います。もう一度12月12日までに御意見いただいて、このたくさん出てくる各委員さんのそれを踏まえて各部会で検討し、そしてまた全体会に持ってくるという方がいいと思う方と、12日までに全員から出てきた意見を事務局で集約してもらって、その論点を幹事会で諮って答えを出してこいという方法と、A案とB案の今2つ出てますね。A案を各部会にもう一遍再度してもらおうという案、B案は幹事会の方に任せるという案でいきたいと思いますが、いずれがいいでしょうか。

じゃ、最初に出たA案に賛成の方は挙手いただけます？ 部会でもう一遍責任持ってかけ直す。

(賛成者挙手)

【委員長】 じゃ現在、5ですね。

 じゃ、B案でいこうという方。

(賛成者挙手)

【委員長】 B案が多数ですね。ということで、ほんならB案でということにさせてもらいます。

【福田委員】 ちょっと済みません。今まで聞いてったんですけど、私たちそんなに関心がなかったと私も見てきてるんで、他の市民の方と同じような考えだと思うんですが、そもそもこれはこのこの検討委員会というのはタウンミーティングには出ていましたけど、広報なんかをよく読んでおられる方はこういうものがあるんだなと思われませんが、そういうところは今先生がおっしゃったように非常に関心が薄いところなんですね、難しい問題ですから。そこでいきなり大きな高度な最高規範であるというものを作り上げるんです。そしてそれをせめて住民投票でもするか。この辺が何かもうぼーんと飛び上がってるんです。少しずつでもいいから一步前進という感じでやっていただく、そんなための方法も、そういうものであってほしいと思うんです。これは難し過ぎますよ。これ読んでたら、そら私もこんなすばらしいものができ上がってくると行政の人は非常にしんどい思いされるんだと思うんですが、それと同時に市民は理解できないです。ですから市民が一步步で結構ですから一つで結構ですから、それが進んでいってもらって最後には、そのときにここにちょっと私もあったんですが、5年間で見直しするというのがありますね。この5年間ってどういうところから出てきたのかなというのを疑問を持ってたんですけども、ですからこれは5年と限らなくて少しずつでもいいんで、それこそ時代は変わってきますよ、今おっしゃった高山の問題だって、こういうところで地区の問題だって変わってくると思うんです。ですからそういうところでは少しでいいから、少しでも前進して最後にはいいものができ上がってくる。最後じゃないですわね、ずっとです、もうこれは。子々孫々にわたってやっていかなあかんことですから、と思います。

【委員長】 じゃ、先ほどの件は幹事会の方にお返しして、幹事会でその最終の線を案として作る。であつてもそやけど、全体会にはもう一遍諮らなあきませんよね。幹事会答申をね。また全体会で最終的にパブリックコメントにかける前の原案を見ていただくようになります。さらにパブリックコメントにかけたらかけたでまた一杯出てきますやんか。それを踏まえてまたどうするいうのをまたやらないかんので、それもまた今後作業をせな

いけませんから、山はまだ一山も二山もありますので、何か知らんけど皆さん「できた」
いう感じしてませんか？ いつも言うてますけど、これしんどいことのスタートに立つんで
すよね。今福田さんおっしゃったように、実はこれで終わりっちゃうんですよ。自治基本
条例ができた、さあもう万歳じゃなくて。できたからこれから一杯条例作っていかないか
ん。チェックもかけていかないかん。市に行政の仕組みも変えてもらわないかん。まして
今まで以上に行政は、市長さんとかあるいは議員さんとか、地方自治法上の責任以上に重
たい倫理的責任も追うわけですから。どっちか言うたら市民に責任を負わせるよりも、行
政とか議員さんに重たい責任を負わせる要素の方がきついです。そういう意味でこれス
タートラインなんです。だからあんまり華々しいスタートラインが切れなくても、だんだ
ん効いてくる漢方薬みたいに効いてくれてたらいいと思うので、だから5年以内に見直し
ましようというのは、よい意味での見直しですよ。そのための検討委員会も第三者機関
として作っていただけることになるわけですから、今までの生駒市と違う運営になってく
ると思います。

余分なことちょっと言いましたけど、最高規範という言葉に余り振り回されん方がいい
と思います。憲法、憲法言うても実際は憲法じゃありません。遵守すべき尊重すべき基本
条例ということで、条例上は対等ですから。仮に自治基本条例違反の条例が出ているから
いうてこれを訴えたところで、等位の条例ですので、倫理的な責任が発生するとは思われ
ますけども、法的には無効とは言えない。つまりみんな最高規範として大事にしてい
かなあかんという条例ですので。その辺のところ何かスタートラインとしての気持ちを共有
していただけたらと思います。

それでは、そのほかに何か協議事項ございますか、事務局さん。よろしいですか。

【事務局】 先ほど中川委員長からもありましたように、12日までに御意見いただき
まして、それをまとめまして幹事会に出させていただきます。当然パブリックコメントま
ではこの幹事会で取りまとめました内容を、再度、委員さんの方には当然御周知もさせ
ていただきますし、場合によってはこういう全体会議、検討委員会というのを開催させて
いただきます。その後においてパブリックコメントを出した後においても市民の方から
いろいろな意見が出てきますので、その取りまとめというのが当然出てきますので、い
ろろまだこれからも、先ほど先生がおっしゃったように、一応条例の案ができれば終
わりじゃなくて、これからもいろいろと御協議いただく面も多々あると思いますのでよろ
しくをお願いします。

【澤井委員】 ですから、そのスケジュールに拘らないようにしてくださいね。9月になるかも知れないし。はい、そういうことで。済みませんがお付き合いください。

【委員長】 はい、どうも。それではありがとうございました。

【事務局】 どうもありがとうございました。

【委員長】 またよろしく申し上げます。